

練馬区告示第196号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条ならびに練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成11年12月練馬区条例第56号。以下「条例」という。）第18条第1項および練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則（平成12年3月練馬区規則第39号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、令和8年度練馬区一般廃棄物処理実施計画を定めたので、つぎのとおり告示する。

令和8年4月1日

練馬区長 前川 耀男

令和8年度練馬区一般廃棄物処理実施計画

- 1 施行区域
練馬区全域

2 一般廃棄物の発生量および処理量の見込み

区分	発生量および処理量	
可燃ごみ	105,863 トン/年	341.5 トン/日
不燃ごみ	2,058 トン/年	6.6 トン/日
粗大ごみ ^{*1}	4,839 トン/年	15.6 トン/日
資源	38,860 トン/年	125.4 トン/日
持込みごみ ^{*2}	30,103 トン/年	97.1 トン/日
し尿等	1,001 トン/年	3.2 トン/日
動物死体	588 頭/年	1.9 頭/日

※数値は端数処理をしているため内訳と合計が一致しないことがある。以下同じ。

内 訳

(1) 家庭ごみ

種 類	区分	発生量および処理量	
家庭廃棄物	可燃ごみ	72,939 トン/年	235.3 トン/日
	不燃ごみ	1,418 トン/年	4.6 トン/日
	粗大ごみ	4,839 トン/年	15.6 トン/日
	合 計	79,196 トン/年	255.5 トン/日

(2) 事業系ごみ

種 類	区分	発生量および処理量	
事業系 一般廃棄物	可燃ごみ	32,924 トン/年	106.2 トン/日
	不燃ごみ	640 トン/年	2.1 トン/日
	持込みごみ	30,103 トン/年	97.1 トン/日
	合 計	63,667 トン/年	205.4 トン/日

(3) 資源

種 類	区分	発生量および処理量	
一般廃棄物 (資源)	容器包装プラスチック* ³ ・ プラスチック* ⁴	6,488 トン/年	20.9 トン/日
	古 紙	20,606 トン/年	66.5 トン/日
	び ん	4,382 トン/年	14.1 トン/日
	缶	1,921 トン/年	6.2 トン/日
	ペットボトル	2,716 トン/年	8.8 トン/日
	古着・古布	869 トン/年	2.8 トン/日
	乾 電 池	83 トン/年	0.3 トン/日
	充電式電池	19 トン/年	0.1 トン/日
	廃食用油	23 トン/年	0.1 トン/日
	小型家電	385 トン/年	1.2 トン/日
	蛍 光 管	30 トン/年	0.1 トン/日
	金 属 類	1,211 トン/年	3.9 トン/日
	布 団	45 トン/年	0.1 トン/日
	衣装ケース	82 トン/年	0.3 トン/日
	合 計	38,860 トン/年	125.4 トン/日

(4) し尿、浄化槽汚泥等

区分	発生量および処理量	
し 尿	37 トン/年	0.1 トン/日
浄化槽汚泥およびデイスローザ汚泥	338 トン/年	1.1 トン/日
事業活動に伴って生じるし尿	431 トン/年	1.4 トン/日
し尿混じりビルピット汚泥	195 トン/年	0.6 トン/日
合 計	1,001 トン/年	3.2 トン/日

(5) 動物死体

区分	発生量および処理量	
動物死体	588 頭/年	1.9 頭/日

3 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項

(1) ごみの発生抑制・再使用の促進

ア ごみの発生抑制

- (ア) 食品ロスの削減
- (イ) 生ごみの発生抑制・資源化
- (ウ) 販売店や商店会等との連携
- (エ) 区立施設でのごみの発生抑制

イ 再使用の促進

- (ア) 不用家具等の再使用

(2) 多様な資源循環の推進

ア 区民が進める資源回収の促進

- (ア) 集団回収事業への参加促進

イ 事業者が進める資源回収の促進

- (ア) 事業系ごみの資源化の促進
- (イ) 事業者回収の利用促進

ウ 区が進める資源回収の推進

- (ア) 不燃ごみの資源化
- (イ) 資源回収体制の充実
- (ウ) 区立施設での再生利用の推進

(3) 適正処理の推進

ア 排出ルール徹底

- (ア) 紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底
- (イ) 不法行為の抑制

イ 事業者の自己処理責任の徹底

- (ア) 持込みによる事業系ごみ排出事業者に対する指導
- (イ) 区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導

ウ 資源・ごみの収集運搬と適正処理・処分

- (ア) 効率的な資源・ごみの収集運搬体制の構築
- (イ) 災害廃棄物処理計画の策定

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類および分別の区分別表のとおり

5 一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項別表のとおり

6 一般廃棄物の処理施設に関する事項

- (1) 一般廃棄物のうち可燃ごみ、し尿および浄化槽汚泥等に係る中間処理は、特別区が設置した東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）により管理・運営を行う。

なお、処理施設の整備に関する事項についても、清掃一組が行うため、本計画では記載しない。

- (2) 一般廃棄物のうち不燃ごみは、区が設置した不燃ごみ中継施設で「資源物」と「資源物以外のごみ」に仕分ける。「資源物以外のごみ」に係る中間処理は、清掃一組により管理・運営を行う。

なお、処理施設の整備に関する事項については、(1)と同様であるため、本計画では記載しない。

- (3) 一般廃棄物のうち粗大ごみは、区が設置した粗大ごみ中継施設で「再使用家具」、「資源物」、「再使用家具・資源物以外のごみ」に仕分ける。「再使用家具・資源物以外のごみ」に係る中間処理は、清掃一組により管理・運営を行う。

- (4) 資源（不燃ごみ中継施設で仕分けた資源物等を含む。）は、民間事業者が設置する中間処理施設に委託する。

7 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

法第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針をつぎのとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うに当たっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は行わない。ただし、つぎの場合はこの限りでない。

ア 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に区と協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合

イ 東京二十三区において練馬区以外のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

8 適用日

本計画は、令和8年4月1日から適用する。

別 表

分別して収集するものとした一般廃棄物の種類および分別の区分、一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 家庭ごみ

種類	区 分	収集方法	運搬方法	処分および資源化方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	可燃ごみ (資源を除く。以下同じ。)	区が週2回、収集する。	自動車による。	中間処理した後、埋立処分する。	<p>1 可燃ごみ、不燃ごみおよび資源に分別し、条例第20条第1項および規則第6条に定める集積場所へ、それぞれの収集日の朝に排出する。</p> <p>2 可燃ごみおよび不燃ごみは、規則第7条第1項に定める基準に適合した容器(以下「容器」という。)に収納して持ち出す。容器の持ち出しが困難である場合は、規則第7条第2項に定める基準に適合した袋(以下「袋」という。)に入れて排出する。</p> <p>3 可燃ごみおよび不燃ごみの1回の排出量は、袋の場合は45リットル3袋、刈り込み(木の枝)の場合は3束までとする。それを超えて出す場合は有料とする。</p> <p>4 不燃ごみのうち、スプレー缶・ライター等は、使いきってから他の不燃ごみとは別の袋に入れて排出する。使い切れない場合は、清掃事務所に持ち込む。</p> <p>5 不燃ごみのうち、充電式電池を含む製品は、他の不燃ごみとは別の袋に入れて排出する。膨張した充電式電池を含む製品は、清掃事務所等に持ち込む。</p> <p>6 不燃ごみのうち、蛍光管は、破損防止のため購入時の箱または紙で包み、他の不燃ごみとは別の袋に入れて排出する。</p> <p>7 不燃ごみのうち、刃物類は、厚紙等に包み「危険」と表記し排出する。</p>
	不燃ごみ (資源物を除く、焼却不適ごみをいう。以下同じ。)	<p>資源物以外のごみ</p> <p>資源物(金属類、充電式電池、蛍光管)</p>		区が月2回、収集する。	

種類	区分		収集方法	運搬方法	処分および資源化方法	区民の協力義務等			
家庭廃棄物	資源	古着・古布	区が拠点等で、別に指定する日時に回収する。	自動車による。	再使用または再生利用が可能な資源として処分する。	<p>12 古着・古布は、洗うなどして、きれいな状態で透明か半透明の袋へ入れて排出する。</p> <p>13 乾電池は、テープ等で絶縁し、回収ボックスに入れる。なお、充電式電池およびボタン電池は、区が資源回収していないので、回収協力店等に設置してあるボックスに入れる。</p> <p>14 廃食用油は、ペットボトルに入れて、回収ボックスまたは回収用コンテナに入れる。なお、未開封のものは、そのまま、回収ボックスまたは回収用コンテナに入れる。</p> <p>15 小型家電(13品目)は、回収ボックスに入れる。</p> <p>16 条例第23条に規定する排出禁止物*6を排出してはならない。</p>			
		乾電池、小型家電(13品目)*5	区が拠点等で、常時回収する。		再生利用が可能な資源として処分する。				
		廃食用油	区が拠点等で、常時または別に指定する日時に回収する。						
	粗大ごみ	再使用家具・資源物以外のごみ	粗大ごみとして、区民の申告に基づき区が指定した日に収集する。または区が指定する施設での受入れを行う。		自動車による。	粗大ごみ中継施設で選別する。	原則として中間処理した後、埋立処分する。	粗大ごみ受付センターに申告し、指定された日に条例第21条の規定により、条例第43条第1項に規定する有料粗大ごみ処理券に必要事項を記載し貼付して排出するか、インターネットを利用する方法により条例第42条第1項に規定する粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付し必要事項を粗大ごみに表示して排出する。なお、粗大ごみを持ち込む場合は、練馬区資源循環センターに自ら持ち込む。	
		資源物(金属類、布団、衣装ケース)							再生利用が可能な資源物として処分する。
		再使用家具							再使用のため区民等の利用に供する。

種類	区分	収集方法	運搬方法	処分および資源化方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	転居廃棄物 ^{*7}	一般廃棄物収集運搬業者が収集する。		原則として中間処理した後、埋立処分する。	所管する清掃事務所において、委任状等の書類の確認後、清掃一組が管理・運営する中間処理施設の持込み承認を受ける。
	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)に基づく家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)	廃棄物処理業者等による。		家電リサイクル法に基づき、製造業者等が再資源化する。	購入した販売店等に申し込む。排出者は、廃棄物処理業者等の指示により、リサイクル料金および収集運搬料金を負担する。
	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく品目(パーソナルコンピュータ)	再生利用を目的とし、適正に収集・運搬する者が行う。		資源有効利用促進法に基づき、製造業者等が再資源化する。	製造業者等に申し込む。排出者は、製造業者等の指示により、PCリサイクルマークがない場合には、リサイクル料金を負担する。

(2) 事業系ごみ

種類	区分	収集方法	運搬方法	処分および資源化方法	事業者の協力義務等		
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、中間処理した後、埋立処分する。	<p>1 事業者が自らの責任で、区長の指定する処理施設(清掃一組または東京都が管理・運営するもの)に運搬する場合(他人に委託する場合を含む。)は、当該施設の適正な管理・運営に支障を来さないようにし、また排出量が1日平均 100 キログラム以上等の場合には条例第30条に規定する一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 区が収集する場合(可燃ごみ、不燃ごみおよび資源)は、家庭廃棄物の分別方法に準じて分別(びん、缶、ペットボトルは袋に入れる。)し、条例第22条の規定により、条例第44条第1項に規定する有料ごみ処理券を貼付して、家庭廃棄物の区民の協力義務等欄に準じて排出しなければならない。</p> <p>3 排出に当たって事業者は、条例第27条に定める保管場所まで持ち出す等区長の指示による。</p> <p>4 区が収集する場合は、1回の排出量が30キログラム未満とする。</p>		
	不燃ごみ	資源物以外のごみ		事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が月2回収集する。		事業者が自らの責任で行うもののほかは、不燃ごみ中継施設で選別する。	中間処理した後、再生利用が可能な資源物を除いて、埋立処分する。
		資源物					再生利用が可能な資源物として処分する。
	資源	古紙、容器包装プラスチック、プラスチック、びん、缶、ペットボトル		事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が週1回収集する。			事業者が自らの責任で行うもののほかは、再生利用が可能な資源物として処分する。
	持込みごみ	事業者が自らの責任で行う。	事業者が自らの責任で行う。	中間処理した後、埋立処分する。			

種類	区分	収集方法	運搬方法	処分および資源化方法	事業者の協力義務等	
産業廃棄物（一般廃棄物とあわせて処理するもの） *8	可燃ごみ	事業者が自らの責任で行うもののほかは、一般廃棄物の処理およびその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭および事業系の一般廃棄物とあわせて区が収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、中間処理した後、埋立処分する。	<p>1 区が収集する場合（可燃ごみ、不燃ごみおよび資源）は、家庭廃棄物の分別方法に準じて分別（びん、缶、ペットボトルは袋に入れる。）し、条例第22条の規定により、条例第44条第1項に規定する有料ごみ処理券を貼付して、家庭廃棄物の区民の協力義務等欄に準じて排出しなければならない。</p> <p>2 排出に当たって事業者は、条例第27条に定める保管場所まで持ち出す等区長の指示による。</p> <p>3 区が収集する場合は、1回の排出量が30キログラム未満とする。</p>	
	不燃ごみ			資源物以外のごみ		中間処理した後、再生利用が可能な資源物を除いて、埋立処分する。
				資源物		再生利用が可能な資源物として処分する。
資源	古紙、容器包装プラスチック、プラスチック、びん、缶、ペットボトル			事業者が自らの責任で行うもののほかは、再生利用が可能な資源として処分する。		

(3) し尿、浄化槽汚泥等

区 分	収集方法	運搬方法	処分および資源化方法	区民の協力義務等
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿、浄化槽汚泥およびし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	区が原則として月2回収集する。	吸上げ自動車による。	中間処理した後、下水道放流する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 11 条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他の異物を投入しない。 3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにする。
浄化槽汚泥およびディスポーザ汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が自動車により運搬する。		<ol style="list-style-type: none"> 1 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 10 条の定めにより毎年1回機器類の保守点検および清掃を行う。 2 浄化槽法第 11 条の定めにより毎年1回法定検査を受ける。
事業活動に伴って生じるし尿			一般廃棄物処分業(汚泥)の許可を受けた者が処分する。	事業系し尿等については、原則、民間受入施設へ持ち込む。
し尿混じりのビルピット汚泥				

(4) 動物死体

区 分	収集方法	運搬方法	処分および資源化方法	区民の協力義務等
動物死体	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほか、届出により区が収集する。	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほか、自動車による。	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により 処分する。	占有者または管理者が自らの責任で処分できないときは、規則第 10 条に定める動物死体届出書により区長に届け出て、その指示に従う。

- *1 粗大ごみ : 一辺がおおむね30センチメートル角を超える大型ごみ、建具、家具等。家電リサイクル法に基づく家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）および資源有効利用促進法に基づく品目（パーソナルコンピュータ）を除く。
- *2 持込みごみ : 排出事業者が直接自ら持ち込むごみ、または一般廃棄物処理業者等に収集・運搬を委託し、その処理業者等が、中間処理施設等（清掃工場、不燃ごみ処理センター等）に直接持ち込むごみのこと。
- *3 容器包装プラスチック
: 9月30日までは容器包装プラスチックの分別収集を実施するため、上半期分の発生量および処理量としている。
- *4 プラスチック
: 10月1日からはプラスチックの分別収集を実施するため、下半期分の発生量および処理量としている。
容器包装プラスチックに加え、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）の適用を受ける容器包装プラスチック以外のプラスチック使用製品廃棄物のことをいう。
- *5 小型家電（13品目）
: 携帯電話・スマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター、タブレット型情報通信端末、ICレコーダー、補助記憶装置（ポータブルハードディスク、USBメモリ、メモリーカード）、電気かみそりのことをいう。
- *6 排出禁止物 : 排出禁止物とは、以下に当てはまるものをいう。
(1) 有害性のもの
(2) 危険性のあるもの
(3) 引火性のあるもの
(4) 著しく悪臭を発するもの
(5) 特別管理一般廃棄物に指定されているもの
(6) 上記以外で家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、または家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずるもの
- *7 転居廃棄物 : 家庭廃棄物のうち、転居の際に排出された粗大ごみの形状をしたもので、転居者のやむを得ない事情により、引越荷物運送業者が当該転居者から委任を受けて、引越荷物運送業者の管理する保管倉庫まで運搬し、許可業者に引き渡すものをいう。

*8 産業廃棄物（一般廃棄物とあわせて処理するもの）

： 法第2条第4項および廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業およびプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（感染性廃棄物および廃油等が付着しているものを除く。）、ガラスくず（感染性廃棄物を除く。）および陶磁器くずで、1事業者当たりの1回の排出量が30キログラム未満のものをいう。